

第 1 回義肢等補装具専門家会議の検討概要

1 障害保健福祉施策の補装具及び日常生活用品の整理

(1) 現状と課題

労災保険の義肢等補装具支給制度は、被災労働者の社会復帰を促進するために必要な事業として実施するものであり、現行制度では、旧身体障害者福祉法の補装具給付制度における補装具 16 種目のうち、色めがね（種目「眼鏡」として支給対象となっている 1 つの名称。障害者自立支援法の補装具費支給制度では支給の対象外となった。）及び頭部保護帽を除く 15 種目を支給対象種目としている。

一方、障害者自立支援法の施行に当たり、障害保健福祉施策としての補装具及び日常生活用具の範囲の見直しがされ、「点字器」、「人工喉頭」、「収尿器」、「ストマ用装具」及び「歩行補助つえ（1 本つえのみ）」が補装具から日常生活用具に整理され、労災保険の義肢等補装具支給制度の支給種目ではない「重度障害者用意思伝達装置」が、日常生活用具から補装具に整理された。

労災保険の目的を踏まえ、補装具から日常生活用具に整理された「点字器」、「人工喉頭」、「収尿器」、「ストマ用装具」及び「歩行補助つえ（1 本つえのみ）」について、今後とも、義肢等補装具支給制度の支給対象種目とするべきか検討する必要がある。また、「重度障害者用意思伝達装置」について、新たに支給種目とするべきか検討する必要がある。

なお、旧身体障害者福祉法における日常生活用具のうち、「特殊寝台（ギャッチベッド）」、「特殊マット（褥瘡予防用敷ふとん）」、「移動用リフト（介助用リフター）」については、現行の制度における支給種目となっている。

(2) 検討内容

ア 補装具から日常生活用具に整理された「点字器」外 4 種目について

補装具から日常生活用具に整理された「点字器」、「人工喉頭」、「収尿器」、「ストマ用装具」及び「歩行補助つえ（1 本つえのみ）」が、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するものでその効果が確実であるか、また、被災労働者の日常生活又は就労において、必要不可欠なものであるかを視点として、これら 5 種目を義肢等補装具支給制度の支給種目とするべきか検討した。

イ 「重度障害者用意思伝達装置」について

日常生活用具から補装具に整理された「重度障害者用意思伝達装置」についても、損なわれた身体機能を補完、代替するものでその効果が確実であるか、

また、被災労働者の日常生活において必要不可欠なものであるかを視点として、義肢等補装具支給制度の支給種目とするべきか検討した。

(3) 検討概要（第1回）

ア 補装具から日常生活用具に整理された「点字器」外4種目について

- ・ 「点字器」、「人工喉頭」、「収尿器」、「ストマ用装具」及び「歩行補助つえ（1本つえのみ）」については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するものでその効果が確実である。
- ・ 対象の被災労働者にとって日常生活や就労に当たって必要不可欠なものである。
- ・ 5種目については、労働災害等により障害を受けた労働者の社会復帰のためには必要なものであることから、今後も支給対象種目とするべきである。

イ 「重度障害者用意思伝達装置」について

- ・ 「重度障害者用意思伝達装置」については、両上下肢の機能全廃及び言語機能を喪失した者に対して、損なわれた身体機能を補完、代替するものであり、体のどこかが動く方に対してはその効果が確実である。
- ・ 重度障害者用意思伝達装置を必要とする被災労働者はおり、その方の日常生活の自立のためには重度障害者用意思伝達装置が必要であることから、義肢等補装具支給制度の支給対象種目に追加すべきである。
- ・ 研究品ではなく、一般的に売られている重度障害者用意思伝達装置を前提とすべきであり、また、意識に障害のある方については対象とならない。
- ・ 支給対象者については、「両上下肢の全廃又は喪失し、かつ、言語機能を廃したことにより、障害（補償）給付の支給を受けた者又は受けると見込まれる者で、重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難な者」で問題ない。
- ・ 重度障害者用意思伝達装置の技術は日進月歩の技術であり、5年経ったら同じものが非常に安価で提供できるようになる。高いものを支給すればよいというのではなく、価格を規定することは非常に困難ではないか。価格を規定するのであれば、将来検討するような提言を入れるべきである。
- ・ 支給基準については、再度検討することとする。

2 障害者自立支援法において新たに追加された車いす、電動車いすの付属品

(1) 現状と課題

平成19年7月1日から障害者自立支援法の補装具の車いすの付属品に、「ス

「ステッキホルダー」、「泥よけ」、「屋外用キャスター」、「転倒防止用装置」、「滑り止めハンドリム」、「キャリパーブレーキ」、「フットブレーキ」、「携帯用会話補助装置搭載台」、「酸素ボンベ固定装置」、「人工呼吸器搭載台」、「栄養パック取り付け用ガートル架」、「点滴ポール」が追加された。

また、電動車いすの付属品に、「ステッキホルダー」、「転倒防止用装置」、「クライマーセット」、「フロントサブホイール」、「携帯用会話補助装置搭載台」、「酸素ボンベ固定装置」、「人工呼吸器搭載台」、「栄養パック取り付け用ガートル架」、「点滴ポール」が追加された。

これら新たに追加された車いす及び電動車いすの付属品の一部について義肢等補装具支給制度の車いす及び電動車いすの付属品として追加すべきか検討する必要がある。

(2) 検討内容

労災保険の義肢等補装具支給制度の車いす及び電動車いすの支給対象者が、車いす又は電動車いすを安全に安定して使用するために必要な付属品であるのかを視点として、付属品を支給対象とするべきか検討した。

また、医学的な知見に基づく支給を行うため、付属品の支給要件について検討した。

(3) 検討概要（第1回）

- ・ 「ステッキホルダー」、「泥よけ」、「屋外用キャスター」、「転倒防止用装置」、「クライマーセット」、「フロントサブホイール」、「滑り止めハンドリム」、「キャリパーブレーキ」、「フットブレーキ」、「酸素ボンベ固定装置」、「人工呼吸器搭載台」、「栄養パック取り付け用ガートル架」、「点滴ポール」については、これら付属品を必要とする被災労働者にとって、車いす等を安全に安定して使用するために必要な付属品であることから、付属品を必要とする被災労働者に対しては、支給対象の付属品として認めるべきである。
- ・ 「携帯用会話補助装置搭載台」については、車いすの付属品として包括的に支給対象とすることが適当でないことから支給対象外とするべきである。事案に応じ真に支給する必要があるれば、基準外として支給を認めることでよい。
- ・ 付属品の支給要件については、可能な限り医師が判断できるようなものを定めるべきである。
- ・ 付属品の支給要件については、再度検討することとする。

3 その他

次のとおり、専門家から意見を求めるべきという意見があり、可能な限り第2回会議までに専門家からの意見書を用意することとした。

- (1) 法律の専門家から、法律的な観点から義肢等補装具制度の意義・役割についての意見を求め、労災保険としての義肢等補装具の定義をまとめるべきである。
- (2) 第2回会議で議論する浣腸器付排便剤及びストマ用装具に係る検討事項について、事前に消化器外科の専門医からの意見を求めるべきである。